

「海外渡航費助成事業」実施要領

1、目的

海外見本市、展示会、販売促進フェア、研修視察への参加等海外に渡航しなければ遂行できない事業の実施を支援することにより、会員の海外ビジネス展開を推進することを目的とする。

2、対象会員 一般会員

3、対象期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

4、助成内容

助成限度額： 会員 1 口あたり4万円。

利用限度： 対象期間中、会費口数 3 口までを利用限度回数とします。

※1 回の申請に対し 1 件の参加事業の費用を対象とします。

※対象期間中、本事業のほか「国内外商談会出展費助成事業」を利用する場合、2事業合計の利用回数は会費口数が限度となります。

5、対象費用 海外見本市、フェア、視察に参加するための渡航費

※自社以外の主催者がいない場合や自社単独の営業目的とする渡航は対象外とします。

6、本事業の利用方法・手順

(1)【申請者→機構】

様式第1号「海外渡航費助成事業・助成金申請書兼請求書」の提出

本事業を利用しようとする会員は、海外渡航終了後、当機構事務局に「海外渡航費助成事業・助成金申請書兼請求書」(様式第1号)に海外渡航事業に参加した事実がわかる下記の書類一式を添付してご提出ください。(提出は、FAX、メール郵送、持参のいずれでも構いません。)

【様式第1号への添付書類】

- ① 海外渡航費支払領収書または請求書 (コピー可)
- ② 海外渡航報告書 (書式は自由。A4 用紙 1～2 枚程度にまとめる)

(2)【機構→申請者】

交付の決定及び助成金の振込

機構は、申請書の内容、予算等を確認のうえ、助成を決定した場合は、申請者に様式第2号「海外渡航費助成事業・助成金交付額決定通知書」を送付するとともに、所定の口座に助成金を振り込みます。なお、不採択の場合はその旨を別途連絡します。

7、その他

○本事業による助成金の申請は、当該年度の会費納入後とします。

○本事業は実施予定件数に達し次第受付を終了いたしますこと、予めご承知ください。

○本要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行、適用します。

* 問い合わせ・連絡先

一般社団法人山形県国際経済振興機構

990-0042 山形市七日町 3-5-20 富士火災山形ビル 5 階

電話:023-687-1127 FAX:023-687-1129 E-mail:y-es@y-es.or.jp

(様式第1号)

海外渡航費助成事業・助成金申請書兼請求書

一般社団法人山形県国際経済振興機構

会長 山本 惣一 殿

(FAX:023-687-1129)

申請日 平成 年 月 日

会員企業/団体名 及び 代表者名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
申請担当者氏名		Eメール	
渡航者役職		渡航者氏名	
概要	参加した海外見本市、フェア、 視察研修会等の名称、目的		
	実施時期、渡航先		
	海外見本市、フェア、視察等の 主催者名、連絡先		
	(主催者の募集要項を添付してください。募集要項等に、上記情報が記載されていれば、本欄は記入不要です。)		
助成金振込先情報	銀行・信用金庫 信用組合・農協 (あてはまる金融機関に○)		本店営業部 支店
	預金種類	普通・当座 (どちらかに○)	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

※口座情報はお間違えのないようにご記入願います。

【添付資料】

- ① 海外渡航費支払領収書(コピー可)
- ② 報告書(書式は自由。A4版1~2枚程度にまとめる)を必ず添付してください
(添付資料に不備がある場合は、助成金が支給されない場合もあります)

(様式第2号)

平成 年 月 日

(申請者) 様

一般社団法人山形県国際経済振興機構

会長 山本 惣一

海外渡航費助成事業・助成金交付額決定通知書

標記事業に関する助成金交付については、下記のとおり交付額を決定しましたので、
通知します。

記

1. 助成金交付額 _____ 円

2. 助成対象の参加事業名 _____

* 交付は本決定通知日から14日以内となります。

以上